

主務省協議濟

勅令案

朕大藏省臨時建築部官制中改正ノ件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

呈案付箋ノ通

朕明治四十一年勅令第百十四號中改
正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

呈案付箋ノ通

朕明治三十年勅令第十三號中改正ノ
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

去刑局

御名 御璽

明治四十三年三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

呈案付箋ノ通

○大藏省臨時建築部官制 明治三十八年九月勅令第百三十一号
第二條 大藏省臨時建築部ニ左ノ職員ヲ置

ク

部長 一人

事務官 專任四人 奏任

技師 專任二十六人 内二人ヲ勅任ト為スコトヲ得

屬 專任五十六人 判任

技手 專任百四十四人

○内閣所属廳舎及倉庫新營事務

掌理ニ関スル件 明治四十一年四月
勅令第百十四号

内閣所属廳舎及倉庫新營事務ハ大蔵省
臨時建築部ヲシテ之ヲ掌理セシム

前項ノ事務ヲ施行セシムル為大蔵省臨時建
築部ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 專任一人

屬 專任二人

技手 專任五人

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○横濱港灣維持ニ関スル職員

明治三十年三月
勅令第十三号

横濱港灣維持ノ事務ヲ掌理セシムル為メ左ノ
職員ヲ置キ大藏省臨時建築部ニ屬セシム

書記

二人 判任

技手

三人

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

法制局大第一一

秘第五六号

右部

一大藏省臨時建築部官制中改正案

一明治四十一年勅令第百十四號中改正案

一明治三十年勅令第十三號中改正案

右行政整理ノ為定員ヲ減少スルノ必要アリ

別紙案ヲ具シ閣議ニ提出ス

明治四十三年三月七日

大藏大臣侯爵桂太郎



内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

甲二一

大藏省

勅令第四十五號

大藏省臨時建築部官制中左ノ通改正

ス

第二條中「五十六人」ヲ「五十一人」ニシテ「百四十

一人」ヲ「百二十四人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行

ス

勅令第四十六號

明治四十一年勅令第百十四號中「技師

專任一人」ヲ削リ「二人」ニ改ム

「二人」ニ改ム

附則

本令「明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行

ス

勅令第百七號

明治三十年勅令第十三號中「書記二人」

ヲ「属一人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行

ス